

石川県公報

平成 25 年 3 月 22 日

第 1 2 5 8 0 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

訓 令		公 告	
石川県文書例式の一部改正 (総務課)	1	介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	4
石川県職員旅費取扱規程の一部改正 (人事課)	1	介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	5
石川県紀尾井会館利用規程の廃止 (財政課)	2	介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (同)	5
告 示		保安林の指定の解除 (森林管理課)	6
退職した石川県監査委員の住所及び氏名 (財政課)	2	石川県建設工事標準請負契約約款の一部改正 (監理課)	6
石川県監査委員の選任 (同)	2	景観保全型広告整備地区の指定 (都市計画課)	6
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2	景観保全型広告整備地区基本方針の公表 (同)	7
生活保護法に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	2	広告物の表示等を禁止する区間及び区域の指定 (同)	7
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	3	公 告	
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (同)	3	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (経営支援課)	7
介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の指定 (同)	3	県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (経営対策課)	8
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	4	都市計画事業の認可に係る公告 (都市計画課)	8
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の薬局の廃止の届出 (同)	4		

訓 令

石川県訓令第 1 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書例式 (平成14年石川県訓令第 8 号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第 2 契約文例 1、契約文例 2、契約文例 9 及び契約文例11中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

石川県訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員旅費取扱規程 (昭和29年石川県訓令甲第144号) の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 5 条中「 円 」を「 円 」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県紀尾井会館利用規程（昭和53年石川県訓令第14号）は、廃止する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第111号

平成25年3月21日付けで退職した石川県監査委員の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

鹿島郡中能登町久江へ部33番地 山田 省悟
 金沢市泉1丁目6番14号 盛本 芳久

石川県告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、平成25年3月21日石川県監査委員を次のとおり選任した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県議会議員のうちから選任した者
 七尾市矢田町25号雉子首18番地4 和田内幸三
 金沢市松村5丁目9番地 金原 博

石川県告示第113号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
鶴 多 あ お ぞ ら 薬 局	羽咋市鶴多町亀田4番5	平成25年2月25日
森田クリニック 形成外科 皮膚科	羽咋市鶴多町亀田2-1	平成25年3月1日

石川県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
鶴 多 あ お そ ら 薬 局	羽咋市鶴多町亀田4番5	平成25年2月24日

石川県告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号ゆめおおおかオフィスタワー16階	ツクイ小松大嶺中	小松市大嶺中町2丁目120番地	平成25年2月1日
社会福祉法人 寿福祉会	輪島市気勝平町1番地270	ホームヘルプセンター福祉の杜	輪島市山岸町い126番地2	平成25年3月1日
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	サンウェルズ河原ヘルパーステーション	加賀市河原町水36	〃
〃	〃	サンウェルズ訪問看護ステーション	〃	〃
特定非営利活動法人 ブウブ	白山市末広二丁目35番地	ホームヘルプサービス愛	白山市末広二丁目35番地	〃
〃	〃	特定非営利活動法人 ブウブ	〃	〃
新藤 正人	かほく市内日角1丁目24番地1	うのけ薬局	かほく市内日角1丁目24番地1	平成25年4月1日

石川県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76番地1	かざぐるま小松居宅介護支援事業所	小松市日の出町3丁目302番地	平成25年3月1日
特定非営利活動法人 ブウブ	白山市末広二丁目35番地	居宅介護支援事業所時	白山市末広二丁目35番地	〃

石川県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61番地16地	有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61番地16地	平成25年 1月1日
特定非営利活動法人 プウブ	白山市末広二丁目35番地	特定非営利活動法人 プウブ	白山市末広二丁目35番地	平成25年 3月1日

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61番地16地	有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61番地16地	平成25年 1月1日
特定非営利活動法人 プウブ	白山市末広二丁目35番地	特定非営利活動法人 プウブ	白山市末広二丁目35番地	平成25年 3月1日

石川県告示第118号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
鶴 多 あ お ぞ ら 薬 局	羽咋市鶴多町亀田4番5	平成25年2月25日
森田クリニック 形成外科 皮膚科	羽咋市鶴多町亀田2-1	平成25年3月1日

石川県告示第119号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり薬局を廃止した旨の届出があった。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
鶴 多 あ お ぞ ら 薬 局	羽咋市鶴多町亀田4番5	平成25年2月24日

石川県告示第120号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西 1 丁目 6 番 1 号ゆめおおかオフィスタワー16階	ツクイ小松大領中	小松市大領中町 2 丁目 120 番地	平成25年 2 月 1 日
社会福祉法人 寿福祉会	輪島市気勝平町 1 番地 270	ホームヘルプセンター福祉の杜	輪島市山岸町い126番地 2	平成25年 3 月 1 日
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町 2 丁目76番地 1	サンウェルズ河原ヘルパーステーション	加賀市河原町ホ36	〃
〃	〃	サンウェルズ訪問看護ステーション	〃	〃
特定非営利活動法人 ブウブ	白山市末広二丁目35番地	ホームヘルプサービス愛	白山市末広二丁目35番地	〃
〃	〃	特定非営利活動法人 ブウブ	〃	〃
新藤 正人	かほく市内日角 1 丁目24番地 1	うのけ薬局	かほく市内日角 1 丁目24番地 1	平成25年 4 月 1 日

石川県告示第121号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 サンウェルズ	金沢市米泉町 2 丁目76番地 1	かざぐるま小松居宅介護支援事業所	小松市日の出町 3 丁目 302 番地	平成25年 3 月 1 日
特定非営利活動法人 ブウブ	白山市末広二丁目35番地	居宅介護支援事業所 時	白山市末広二丁目35番地	〃

石川県告示第122号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 3 月 22 日

石川県知事 谷 本 正 憲

特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 者		特 定 福 祉 用 具 販 売 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 めでいかるもっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61 番地16地	有限会社 めでいかるもっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61 番地16地	平成25年 1 月 1 日
特定非営利活動法人 ブウブ	白山市末広二丁目35番地	特定非営利活動法人 ブウブ	白山市末広二丁目35番地	平成25年 3 月 1 日

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61番地16地	有限会社 めでいかる もっちーず	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61番地16地	平成25年 1月1日
特定非営利活動法人 ブーブ	白山市末広二丁目35番地	特定非営利活動法人 ブーブ	白山市末広二丁目35番地	平成25年 3月1日

石川県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所
金沢市大野町四丁目甲2番13
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

石川県告示第124号

石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

第34条第8項、第42条第3項及び第47条第3項中「年3.1パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

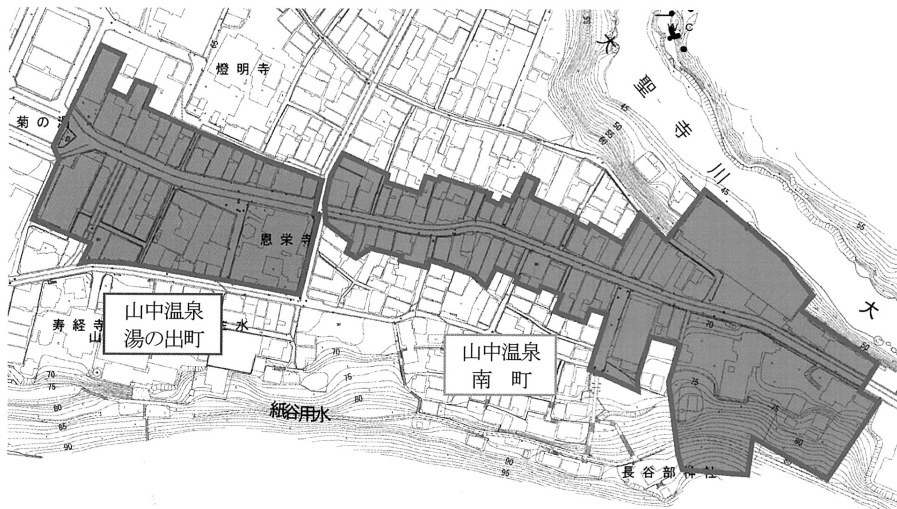
石川県告示第125号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第1項の規定により、同項に規定する景観保全型広告整備地区を次のとおり指定し、平成25年3月24日から施行する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
山中温泉景観保全型広告整備地区
- 2 景観保全型広告整備地区の区域
次の図のとおり



石川県告示第126号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号）第51条第2項の規定により、平成25年石川県告示第125号（以下「告示」という。）により指定した山中温泉景観保全型広告整備地区について、景観保全型広告整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を次のとおり定めた。

なお、基本方針は、平成25年3月24日からその効力を生ずるものとする。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

山中温泉景観保全型広告整備地区は、本県有数の温泉地である山中温泉の中心部に位置し、そぞろ歩きを誘う街並みの整備を目指して、官民連携した取組を行ってきた結果、伝統的風情を感じさせるとともに、溪谷の自然に溶け込む個性豊かな街並み景観を創出している。

この美しい街並み景観を保全し、後世に継承するため、広告物については自家用広告物のみとし、表示する場合には掲出量、色彩等の規制を行うこととする。

2 広告物及び掲出物件の表示に関する事項

表示面積	5㎡以内とする。
素 材	自然素材（布、木、銅、鋳鉄等）を使い建築物に同調したデザインとする。
形 式	壁面より突出する形式（ブラケット）は極力使用しない（告示中山中温泉湯の出町の区域に限る。）。)
色 彩	原色は避け、日本の伝統色（えんじ、金茶、藍、山吹、海老茶、うぐいす色等）の範囲とする。

石川県告示第127号

いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）別表第1の第12号、第13号及び第23号の規定により、広告物の表示等を禁止する区域等を次のとおり指定し、平成25年3月24日から施行する。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 条例別表第1の第12号及び第13号の規定により指定する区間及び区域

道 路 名	区 間	区域（道路境界線から）
一般国道470号（能越自動車道七尾氷見道路）	七尾市矢田町壱五号脇ノ谷2番8（七尾城山インター）から七尾市大泊町崎谷77番1（七尾大泊インター）まで	両側100メートル以内

2 条例別表第1の第23号の規定により指定する地域

平成25年石川県告示第125号により指定した山中温泉景観保全型広告整備地区の区域

公 告**大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パコ－押越店

野々市市押越1丁目199番地ほか18筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成24年11月13日

- 3 市町村の意見の概要
市町村名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成25年3月22日から同年4月22日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パロー押越店
野々市市押越1丁目199番地ほか18筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計、荷さばき施設の位置及び面積、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更
公告日 平成24年11月13日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 野々市市
意見の概要 意見なし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成25年3月22日から同年4月22日まで

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成25年3月25日から同年4月22日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対しのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 （面的集積型）	多田地区	換地計画書の写し	石川県県央農林総合事務所 土地改良部計画課

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成25年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
金沢都市計画道路事業 3・4 ・ 7号金石街道線	石 川 県	金沢市泉本町 6 丁目34 番地 県央土木総合事務所	(1) 収用の部分 金沢市武蔵町、安江町、本町 1 丁目 及び玉川町地内 (2) 使用の部分 なし

